

自然エネルギーの導入促進に向けて

平成24年8月7日

自然エネルギー協議会

平成 24 年 8 月 7 日

自然エネルギーの導入促進に向けて

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー法」という。）が平成 24 年 7 月 1 日に施行された。平成 23 年 8 月に国会で可決成立以降、自然エネルギー協議会として、再生可能エネルギー法の諸問題への提言を行い、その実現を働きかけてきたが、自然エネルギー普及への実質的な取組みはこれからが本番となる。

このため、自然エネルギー協議会として次のとおり提言する。

① 系統接続の円滑化

自然エネルギー電力の継続的普及には、系統接続のルール整備が重要となってくる。欧州など自然エネルギーの普及で先進する国々では、自然エネルギー設備を優先して系統に接続させる「優先接続」、さらには系統への接続を義務づける「接続義務」などを送電会社に課し、応分な費用負担も求めている。

我が国においてもより円滑に接続できるような運用ルールを明らかにするとともに、運用ルールが適切に実施されるよう電力会社に対して、国は強く指導すべきであり、地域的に偏在している自然エネルギーのポテンシャルを活かせるよう系統の拡大・強化を図ることと併せ、自然エネルギーの普及拡大に支障が生じないよう、支援策を含めて措置すべきである。

② 国の「規制・制度改革の方針」の早期実施

政府において「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」が 4 月 3 日に閣議決定されたが、未だ、事業の参入障壁となる案件が散在している。自治体や民間からの要望を確認し、これらの問題を早期に解決して、自然エネルギーの普及拡大に向けて、さらなる規制・制度改革を進めるべきである。

③ 再生可能エネルギー法附帯決議の実施

自然エネルギーが本格的なエネルギー源になるためには、さまざまな技術的課題、制度的問題等を克服しなければならず、平成23年8月の国会においても、これらの課題について解決すべく、17項目の附帯決議が採択されている。中には対応が具体化しつつあるものもあるが、引き続き国は自然エネルギーの導入加速に向けて適切な措置を講じ、導入に向けて附帯決議事項を断行していくべきである。

以上3点の確実な実施のほか、今後は自然エネルギーの利用が地域の発展に資するような制度・政策の充実が必要であり、地域としても地域に根ざした自然エネルギーの普及拡大が図られるよう地域主導による取組を強化しなければならない。このため、国においては地方財源の充実を図るとともに、地域が主体となったエネルギー事業の立ち上げ等、地域経済を活性化させるために必要な制度の構築など、地域が地域の資源を最大限活用できる仕組み作りに向けて支援を図ること。

平成24年8月7日

自然エネルギー協議会 会長

岡山県知事 石井正弘

~自然エネルギーの導入促進に向けて~

具体的な支障事例

平成24年8月7日

自然エネルギー協議会

① 系統接続の円滑化

NO	事項名	支障事例	解決方策	道府県名
1	系統の受入体制の強化・費用負担の適正化	当県は、豊富なポテンシャルを生かして再生可能エネルギーを導入し、低炭素社会構築への貢献を通じて、産業振興や雇用創出を図ることを目指しているが、容量が小さいなど送電網が脆弱なため、風力・太陽光発電の適地があっても導入が進まない状況にある。	風力・太陽光発電を大規模に導入するため、送電線や連系変電所、出力変動を調整する設備の新設など、連系可能量を拡大するための施策を講ずること。特に風力発電は出力変動が激しいことから、その大規模導入によって生ずる大きな出力変動に広域的に対応するため、電力会社間の地域間連系線を強化するための施策を講ずること。風力や太陽光を始めとする再生可能エネルギーによる発電設備を送電網に接続する費用については、導入促進の観点から、設備設置者の負担を軽減する新たな仕組みづくりを行うこと。	秋田県
2		小諸市の複数の老健施設運営の団体が施設屋根を利用し、各箇所50KW規模の太陽光発電事業を計画している。売電のための系統接続に必要なキュービクル設置費用が400万円超要し、電力会社は売電側の負担になるとの説明であるが、当該費用が障害となり、事業断念の恐れもある。	小規模、中規模な事業では系統接続に要する費用の比率が全体費用に対し高額となっており、自然エネルギー推進の阻害要因となっている。系統接続に必要な設備の持分を電力会社側にするなど負担の軽減策が必要不可欠。	長野県
3		2MW以上の発電可能な事業用地はあるが、「一需要場所、一需給契約」の原則により、特別高圧線に接続しなければならず、系統連系費用が高額となるため、事業用地に応じた発電規模とならない。	高圧線に系統連系が可能である2MWごとに同一敷地内で発電設備を区分し、系統連系できる制度にする。	和歌山県
4		住宅用太陽光発電システムの設置に起因する系統の安定化対策として、電力会社が配電対策工事を実施する場合、その工事負担金が当該設置者に請求されている。	工事費の負担ルールが見直され、負担の公平化が図られる必要がある。	広島県
5		本県で検討がなされたメガソーラー案件において、有望な候補地であったが系統への接続ポイントまでの距離が長く、特定負担(発電事業者負担)の原則によりコスト負担が増すことから、事業者の応募が見込めないと見送った経緯がある。	特定負担から一般負担(電気料金で広く需要家から回収)への見直し要望については、国において引き続き特定負担とすることが適当と判断されたところであるが、発電の適地であるにも関わらず系統接続に多額を要する事案に対しては、自然エネルギー普及推進の観点から、国策として支援制度の創設等を検討いただきたい。	佐賀県

NO	事項名	支障事例	解決方策	道府県名
6	協議期間の短縮化	県内で進めている1MW～2MWのメガソーラー案件で、電力会社との系統連系協議を行ったところ、予備協議での想定を超える接続方法(接続地点・距離、電圧等)が提示され、事業開始時期が大幅に遅れることとなった。	系統連系を円滑に実施するため、予備検討時のさらなる情報開示を進めると共に、系統連系検討(本検討)について、検討期間(現在3ヶ月)の短縮と、申請者の求めに応じて検討状況の進捗と内容を開示するよう国は指導すべきである。	鳥取県
7		系統連系検討協議について、検討手数料の支払い後、3ヵ月以内に電力会社から回答があったが、電力会社に申込書類を提出してから請求書が届くまで1ヵ月以上を要しており、書類の提出から回答までの期間としては4ヵ月以上を要している。	系統連系検討、協議について、できる限り迅速に行い、実質的な検討・協議期間が3ヵ月以内となるよう、国が強力に指導・支援すべき。	岡山県
8		防府市の土地へ2MW規模の太陽光発電所を設置したい旨の相談が持ち込まれたが、本市が仮に設置許可を出したとしても、その後の、電力会社との連系協議に、書類のやり取りを含めて6ヶ月程度必要とされ、実際の発電が始まるには、相当な時間がかかる手続きとなっている。協議中に近隣民間用地での再生可能エネルギー発電の可能性もあり、最終的な発電規模や連系そのものの可否が見え難くなっている。	現状を是正し、連系可否や可能規模が早期にわかるようにすべき。予備協議約1か月、正式協議約3か月を遵守するように国からの指導を行うこと。	山口県

② 国の「規制・制度改革の方針」の早期実施

NO	事項名	支障事例	解決方策	道府県名
9	農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し	第3種農地でメガソーラーの早期事業化を目指したが、農地転用が可能にもかかわらず、2ha以上のために大臣協議が必要になり時間を要するため、規模の縮小を余儀なくされた。	再生可能エネルギー用地として農地転用が可能な第2種農地、第3種農地については、大臣協議の省略や、許可制を届出制にするなど手続を省略化すべき。	栃木県
10		民間事業者が、広島県内の牧場跡地で、10MW規模の太陽光発電所を計画した。しかし、当地は第一種農地であるため、現在の基準では農地転用許可はきわめて困難な状況にあり、法手続きにも時間を要することから、太陽光発電所の設置は困難な状況となっている。	○第1種農地として位置づけられている農地であっても、農地に利用されておらず、将来的にも利用することが見込まれないものについては、次の通り取り扱うものとする。 (1) 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律関係 ・市町村基本計画で、「再生可能エネルギー電気の発電に供する施設」に用いる土地として位置づけた場合、国の計画同意が得られることとする。 (2) 農地法関係 ・農地法に係る政省令において、第一種農地の不許可の例外に「再生可能エネルギー電気の発電に供する施設」を追加する。 (3) 市町村農村振興地域整備計画の変更についても同様とする。	広島県
11		山口県萩市の遊休農地で大規模太陽光発電所を計画したが、第1種農地のため農地転用できず案件が進まない。	第1種農地の場合でも、農地に利用されておらず、将来的にも利用することが見込まれない場所に関しては、農地転用を可能にする。	山口県
12		本県で農地を活用したメガソーラー案件が検討されたが、農地区分で甲種や1種に該当するところは農地転用が原則不許可とされており見送った経緯がある。	優良農地の確保に支障を生じない、農地を使用した発電設備の設置に関して、将来的に農地としての利用が見込まれない場所については地主の意向を尊重するなど農地制度における規定を緩和するよう検討いただきたい。	佐賀県
13		農業施設の上や農地のけい畔など、作本の栽培に直接影響がない場所への太陽光発電設備の設置希望があるが、現状では農地への太陽光発電設備の設置が認められないか、又は余剰売電しか認められていない。	農地であっても、農業になんら支障をきたさない場合には、余剰売電のみならず全量売電も認めること。(余剰売電より全量売電の方が農家にとって有利であり、農家の経営改善に資する。)	熊本県
14		大分県日田市の牧草採取地について、太陽光発電所の設置(20ha)を計画したが、第1種農地と判明したため、取り止めとなった。	第1種農地の場合でも、農地に利用されておらず、将来的にも利用することが見込まれない場所に関しては、農地転用を可能にする。	大分県

NO	事項名	支障事例	解決方策	道府県名
15	小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化	農業用水に複数の小水力発電施設を設置する計画があるが、水利権の協議は発電所毎になるため、手続に時間を要する。	路線毎に申請できるようにすることとし、許可制を届出制に緩和すべき	栃木県
16		小水力発電の水利権許可申請に際し、河川種別の判断が必要であるが、普通河川を除き、特に許可水利河川、慣行水利河川の判断上どちらでもない河川、すなわち河川管理台帳にない河川がある。許可というのは管理するものが許可するが、管理の所在がないために許可はない。そのような河川に小水力発電を設置する計画があった。河川法に基づき、河川事務所もしくは県建設事務所に許可水利権、または慣行水利権のどちらかに河川を使用している住民の代表が届出を行った後、しかるべき許可申請が必要。このような手続きが必要であることについて、県建設事務所への相談に7ヶ月を要しても回答がないため、千曲川河川事務所にあらためて相談に伺い、上記の結果が得られた。	地元地権者、河川を使用している住民の合意で発電事業が行えるように措置すべき。また、河川管理台帳にない河川での小水力発電の許可申請が増えることが考えられることから、本件のような問い合わせに対して、県や国の河川管理者が迅速に回答できるよう、対応の標準的指導書、解説書を作成することが必要。	長野県
17		電力会社に売電することも視野にいれて小水力発電の設置を検討。小水力発電で設置し、電力会社に売電する場合には、電力会社から高額な「逆流防止装置」をつけさせる条件を課せられる。	太陽光発電と同様に電力会社への送電システムを簡易なものにする。	長野県
18		1級河川より直接取水をして、小水力発電事業を検討、この場合において10年間分の日々の流量報告や取水位置下流で水利利用している用水利用者の同意が求められ(千曲川の場合新潟までの間)、平面図や縦断、横断図と一般の個人では測量が困難であり、委託した場合数百万要す。	許可申請にあたっての添付資料の一層の簡素化	長野県
19		メガソーラーの設置に当たって、災害発生時には近接する防災拠点へ「非常用電源」として電力の供給をしようとする場合、原則として特定供給または特定電気事業者として経済産業大臣の許可が必要となる。	災害時の避難所等への電力供給の場合は、特定供給の除外規定として位置づけるなど、規制・制度改革が必要	徳島県
20	非常時における再生可能エネルギーの有効利用	地域の非常用電源として、有事の際に地域に電力を供給する拠点としての役割を担いたいという要望があるが、電気事業法上認められていない。	・地域の非常用電源として、有事の際に地域に電力を供給することを、電気事業法上で認めること。	熊本県

NO	事項名	支障事例	解決方策	道府県名
21	保安林における許可要件・基準の見直し	平成23年6月に国土交通省港湾局から出された「港湾区域等に風力発電施設を設置する場合の占用等の許可を行う際の基準等の参考指針」では、許可を行う際の判断の観点として、事業の公益性が確保されていることを掲げているが、電力の用途について、発生電力の全部又は一部が一般電気事業の用に供されることを、公益性があるものの例示として掲げている。 保安林解除の要件である「公益上の理由」を、風力発電施設について判断する場合も、同様に扱うことが適切である。	風力発電設備の設置のための保安林解除における「公益性」の判断に際しては、港湾区域等に設置する場合と同様の取扱いとすること。	秋田県
22	補助事業で取得した財産の有効利用に係るルールの確立	国庫補助を受け整備した敷地を利用してメガソーラーの建設を検討しているが、補助事業で取得した財産の有効利用に係る国におけるルールが統一されていないため、国庫納付額の算定等の協議に時間を要している。	補助事業で取得した財産を有効利用した再生可能エネルギーの発電事業を行う場合について、「規制・制度改革に係る追加方針(H23.7.22閣議決定)」の趣旨を踏まえて見直した農林水産省の取扱いを例に、各省庁でも同様に見直しを行い、統一ルールづくりを行うこと。	岡山県
23	市街化調整区域における太陽光発電設備の付属施設の取扱いの明確化	防府市の一般廃棄物最終処分場跡地(廃止確認済・市街化調整区域)へ2MW規模の太陽光発電所を設置したい旨の相談が持ち込まれたが、管理型埋立地の表層利用の計画ながら、雨水排水の為に土地形状変更に関し、開発行為の許可が必要とされる可能性があり、案件が保留されている。また、発電設備(建築物ではないもの)の付属施設が建築物と見なされる可能性もあり、これも保留要因となっている。	部分的な50cm超の土地形質変更造成などについては、土地の安定性を阻害しない限り、開発行為の許可を不要にするべき。また、発電主設備に関し、開発行為の許可が必要ない場合、施設の不可分性等から、その付属施設についても、同様の取扱いとするべき。	山口県
24	土壌汚染対策法の届出に添付すべき書類の簡素化	開発許可制度については、太陽光発電設備の付属施設に係る開発許可が不要になったが、土壌汚染対策法の届出についての規制が厳しい。	他の法令と足並みをそろえた規制とすること。	山口県

③ 再生可能エネルギー法附帯決議の実施

NO	事項名	支障事例	解決方策	道府県名
25	市民ファンド等の設立支援	市民団体や中小企業が主体となって市民出資を活用した自然エネルギー事業を行う際には、金融商品取引業法に基づき、第2種金融商品取引業の登録をすることが求められるが、財産規制である最低資本金1000万円及び人的規制である業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保並びに組織体制が障害となり、市民出資を活用できず、資金調達が難しく、事業の立ち上げが困難となっている。	自然エネルギーの事業化を行う市民団体等に設けられた第三者組織(事業評価委員会等)に金融商品取引業に関する知識及び経験が十分である者が委員として参加するなど、当該金融商品取引業を円滑に行うことができると認められる場合は、財産規制、人的要件を緩和する。 (緩和例:事業評価委員会の設置をもって人的要件を満たすものとみなす、及び旧貸金業法の最低資本金制度にならない500万円とする。)	長野県
26		市民団体等が地域の自然エネルギー事業に融資を行う貸金業を立ち上げる場合には、貸金業法に基づき、貸金業の登録をすることが求められるが、財産規制である最低資本金5000万円及び人的規制である、常務に従事する役員のうち貸付の業務に3年以上従事した経験を有する者の配置等が障害となり、貸金業を立ち上げることができず、市民団体による資金調達が難しく、事業の立ち上げが困難となっている。	自然エネルギーの貸金業を行う市民団体等に設けられた第三者組織(事業評価委員会等)に貸金業に関する知識及び経験が十分である者が委員として参加するなど、当該貸金業を円滑に行うことができると認められる場合は、財産規制、人的要件を緩和する。 (緩和例:事業評価委員会の設置をもって人的要件を満たすものとみなす、及び旧貸金業法の最低資本金制度にならない500万円とする。)	長野県
27	導入促進のための税制措置	メガソーラー計画において、収入上限が決まっている事業であるため、発電事業者が発電期間中の地代を一定にして事業採算性を確定することを望んでいるが、土地所有者は土地の固定資産税が将来上昇して税金の方が高くなることを恐れ、事業化の交渉が進まない。	再生可能エネルギーを設置する場合、固定資産税の減免を可能とすべき	栃木県
28		別荘地における小水力発電の導入(水道の源泉の余剰水を利用した小水力発電 300t/日の余剰水を河川に放流中) 送水管などの施設は、民間が行った場合は償却資産計上となり老朽した際の配管敷設替えなども修繕費にならない。 償却期間:30年は施設維持費が負担となり、民間参入の支障となる。	取替法の適用等により、工事を行った年度の経費(全額1年目に原価償却)とし、固定資産税、法人税等の負担を軽減する。 (取替法は鉄道レール・枕木/送電線などは対象となっているが、送水管については、適用外)	長野県

NO	事項名	支障事例	解決方策	道府県名
29	エネルギーの種別、設備の規模等の設備の様々な態様に応じた調達価格及び調達期間の設定	本県で検討している住民参加型の太陽光発電設置事業において、地上用の設置単価(約32.5万円/kW(調達価格等算定委員会資料より))と公共施設等に設置する数十kW程度の屋根用の設置単価(約60万円/kW~80万円/kW(メーカーヒアリング))に大きな差があり、公共施設等の太陽光発電事業の採算性に影響を及ぼす。	設置箇所毎の事業収益性を踏まえた、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の調達価格の見直し	兵庫県
30	地域の特性をいかした再生可能エネルギー電気の供給	キノコの廃オガを、コストをかけず 固形燃料化し、新たな燃料用の薪として、現在北信地方のブドウハウスの暖房用として、また北信地方の某温泉のボイラー燃料として、燃焼試験を実施している。この技術は、廃オガを多孔質の乾燥し易い構造に成型し、自然乾燥を利用して製品化する点にある。多孔質なため、薪と同様な扱いが可能であり、自然燃焼し、かつ良質な灰が得られる点も特徴である。コーヒー粕も粕100%の固形燃料化が可能であり、現在県外の缶コーヒー製造企業と、当企業のボイラー燃料としての可能性を検討中である。 燃料としてのユーザー確保が最大の課題であるが、今後、さらに生産性の改善が加われば、さらに廉価での供給が可能と考える。 バイオマス資源をエネルギー化する場合、資源が廃棄物である場合、エネルギー化する業者に産廃業の許可やエネルギー化する場所の許可が必要となり、一般企業にとっては、エネルギー化事業への参入が難しい	1 バイオマスの燃料化という循環サイクル(廃出側と利用者側)が明瞭である場合、有価か無価という基準で廃棄物として扱うのではなく、「資源」とし扱う 2 バイオマスの燃料化を促進するための規制緩和、優遇措置が必要	長野県